

契約書・覚書・同意書・約款・念書の違いについて

引用：<https://ameblo.jp/keiyaku2/entry-10492988142.html>

(DL : 2018-03-18)

- (1) 契約書…お互いの合意内容を権利義務の形で記載したもの
- (2) 覚書…簡単な合意内容を定めたり、すでにある契約を補足・補強するもの、契約書をつくるまでもない、とお互いに同意したとき
- (3) 同意書…相手側の提示した条件を受け入れることを明らかにしたもの、これ以外の条件では契約しないよ、という高飛車な相手と契約を結ぶとき
 - (例) 手術前に病院に提出する事前同意書
- (4) 約款…多数の者との間で適用される条項を、あらかじめ用意したもの、契約当事者がたくさんいて、それらを効率的に処理する必要があるとき、一方の当事者が一方的に差し入れるもの
 - (例) 鉄道約款、保険約款
- (5) 念書…当事者の一方が相手に差し入れるもの
 - (例) 「期限までに必ず支払います」など、債務の履行を約束した書面